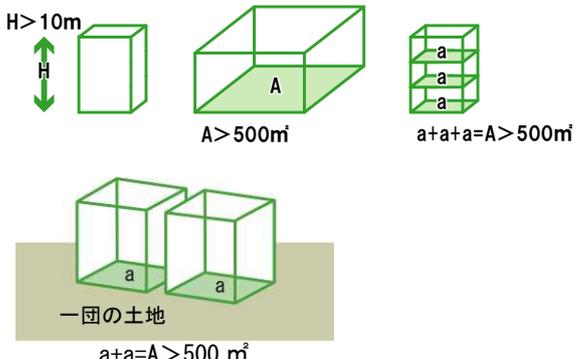
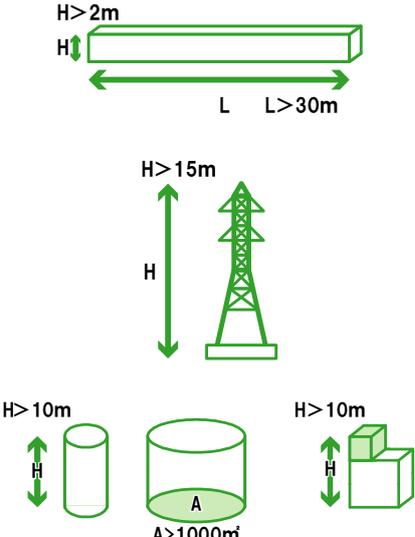


1. 勝山市景観計画区域（景観形成地区を除く。）（景観法第8条第2項第2号関係）

(1) 届出の対象となる行為

勝山市景観計画区域（市全域が届け出対象、景観形成地区を除く。）における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
<p>建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが10mを超えるもの ・延べ床面積が500㎡を超えるもの ・一団の土地[※]で、延べ床面積合計が500㎡を超えるもの ・外観の変更に係る面積が400㎡を超えるもの ・太陽光発電設備等を使用又は設置する建築物は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの又はパネル面積の合計が300㎡以上のもの <p>※一団の土地：権利を取得する人が、一連の計画の中で、一体的に利用することが想定されるひとまとまりの土地。</p> 
<p>工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ2mかつ長さ30mを超えるもの（生垣[※]の部分を除く。） ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）で、高さが15mを超えるもの ・太陽光発電設備等で、地盤面の高さから3m以上（建築物と一体となっている場合は、その高さの合計が10mを超えるもの）又はパネル面積の合計が300㎡以上のもの ・風力発電設備等で、高さが10mを超えるもの ・その他の工作物で、高さ10m又は築造面積1,000㎡を超えるもの（建築物と一体となっている場合は、その高さの合計が10mを超えるもの） <p>※生垣：植物を並べて植えることで構成された垣。</p> 
<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発しようとする土地の面積が1,000㎡を超えるもの ・高さが3mを超える法面を生じる切土又は盛土を伴うもの
<p>木竹の植栽又は伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の対象となる建築等又は建設等に伴うもの
<p>屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが3m又はその用に供される土地の面積が500㎡を超えるもの ・当該行為の期間が90日以内のものは除く。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示 又は掲出	<p>・高さ4mを超えるもの（建築物と一体となっている場合は、建築物との高さの合計が10m又は表示面積の合計が20㎡を超えるもの）</p>
その他	<p>・前各号に掲げるもののほか、景観の形成に影響を及ぼす行為で市長が必要と認めるもの</p>

＜工作物の例＞

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- ・煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの。（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの。（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・高架水槽、汚水又は廃水を処理する施設
- ・メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- ・アスファルトプラント※、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

※プラント：アスファルト混合物、生コンクリート、砕石（クラッシャー）等の土木資材を製造する設備